

つくばみらい市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例(案)

1 概要

市内で墓地などを経営するものの許可や適正な設置および管理を行うために定めた「墓地等の経営の許可等に関する条例」について、埋葬による土壌汚染、地下水汚染などの周辺の生活環境への影響が懸念されることから、同条例の改正を進めております。

つきましては、その内容をご覧いただき、市民等の皆さんからのご意見を募集いたします。

2 改正内容

つくばみらい市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成２５年つくばみらい市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２３条を第２４条とし、第１９条から第２２条までを１条ずつ繰り下げ、第１８条の次に次の１条を加える。

（埋葬の禁止）

第１９条 墓地の経営者は、公衆衛生その他公共の福祉の見地からその経営する墓地に埋葬させてはならない。ただし、焼骨（火葬したもの）はこの限りではない。

